

国道１２１号日光川治防災トンネル技術検討委員会

設 立 趣 意 書

令和７年１０月

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

国道１２１号日光川治防災については、事業延長約３．４ｋｍのうち、約３．０ｋｍがトンネル区間となっている。

トンネルの施工にあたっては、「近接施工による既設トンネルへの影響」、「湧水によるダム水位への影響及びトンネル施工への影響」、「トンネル施工による大規模崩壊地への影響」といった技術的課題がある。

このため、これらのトンネル計画・施工等に関する課題について、技術的な検討を行うことを目的に、学識経験者等の有識者及び関係機関からなる「国道１２１号日光川治防災トンネル技術検討委員会」を設置するものである。

以 上